

2026年(令和8年)3月30日

小金井市議会
議長 斎藤 康夫 殿

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を
国会等に提出することを求める陳情書

東京都千代田区霞が関
電話
東京弁護士会 会長 鈴木 善和

第1 陳情の趣旨(要旨)

小金井市議会が、国会、内閣、財務省及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の施策を求める意見書を提出することを採択していただきたく、陳情いたします。

記

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。
- 2 P I O - N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びP I O - N E T登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

第2 陳情の理由

1 消費者被害の現状と地方の相談窓口の重要性

令和6年版消費者白書によれば、2023年の消費生活相談件数は90.9万件（前年87.6万件）であり、前々年の85.9万件に比べると約5万件増加しています。消費者被害・トラブル額の推計は、2023年過去最高の約8.8兆円（前年約6.5兆円）に達しました。65歳以上の相談件数が契約当事者全体の30.5%となり、高齢者の消費者被害・トラブルが大きな割合を占めています。被害態様についても、インターネット通販の「定期購入」に関する相談やSNSをきっかけとする被害の相談件数が過去最多となるなど多様化・高度化しています。

この傾向は東京都においても同様であり、相談件数は、ここ数年、合計13万件前後、うち高齢者の相談は約3分の1を占めています。

高齢者が自分で問題解決することは難しい場合が多いことや多様化・高度化する消費者被害に対応するためには専門的知識や経験が必要であることなどから、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要であることは明らかです。

2 国の地方に対する支援策の推移と交付金の期限到来の影響

国は、地方に対する支援策として、地方消費者行政活性化交付金（2009年度～2011年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」といいます。）を措置しました。推進交付金は、補助率10割で相談員の人件費にも充てることができるものでしたが、地方消費者行政予算を徐々に自主財源に移行させる政策方針下で2017年に自治体毎の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、2018年度以降は、現行の地方消費者行政強化交付金（原則2分の1補助、以下「強化交付金」といいます。）に移行しました。

消費者行政推進事業（以下「推進事業」といいます。）に対する強化交付金は推進交付金によって立ち上げた事業に対して推進交付金と同様に支援を継続するとされましたが、上記活用期限もそのまま引き継がれました。

推進交付金と推進事業に対する強化交付金は、啓発や消費者教育などの事業だけでなく、消費生活相談員の人件費にも充てることができることから、長い間消費者庁創設後に新設・増設された相談体制を下支えしてきました。

しかし、全国的にその活用期限が迫っており（2024年～2025年度に多くの自治体が終了し、2027年度で全て終了）、全国で、どこにいても専門家（消費生活相談員）による相談が受けられる体制を維持していくことができるのかが大きな課題となると指摘されています（日本消費経済新聞2023年12月5日号）。東京都内においても、同様の課題が指摘できます。

3 陳情の趣旨について

- (1) 推進事業分の強化交付金に引き継がれた交付期限は、地方公共団体における消費者行政予算を自主財源に移行するための呼び水として設定されたものですが、全国の地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していません。

このような状況のまま強化交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい小規模自治体において、相談窓口の維持が困難になったり、そうでないとしても、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想されます。

よって、現行の推進事業分の交付金の活用期限を延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることのできる交付金等の財政支援を早急に措置することを求めます。

- (2) 国は、2026年移行を目指して、P I O-N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めていますが、これらについては、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されており、その負担によっても消費生活相談業務を始めとする地方消費者行政が縮小・後退するおそれがあります。

P I O-N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を、国において措置することを求めます。

- (3) P I O-N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言え、全国各地の消費生活相談情報の収集が適時・適切・安定的に行われることが国の消費者行政にとっても必要です。また、P I O-N E T情報は、地方公共団体が相談窓口を維持し、多大なコストを掛けて得られた貴重な情報であることから、地方と国のコストの分担の観点からも、国の費用負担が行われるべきです。

消費生活相談情報の聴取及びP I O-N E T登録事務等について、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるもの（地方財政法第10条参照）として、同法を改正して国の恒常的な財政措置を検討するよう求めます。

4 まとめ

以上のとおり、地方消費者行政の一層の充実・強化のため、陳情に及びました。貴議会において、御採択いただきますようお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 15 号

.....

小金井市立図書館における学級文庫（団体貸出し）制度の改善に関する 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8年 5月 13 日
 (西暦2026年 5月 13 日)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	中西 晶大 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 5 月 13 日 13:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

令和8年5月13日
(西暦2026年5月13日)

(宛先) 小金井市議会議長

氏名：中西 晶大 (なかにし まさひろ)

住所：小金井市前原町

連絡先：

小金井市立図書館における学級文庫 (団体貸出し) 制度の改善に関する陳情書

1 陳情趣旨

小金井市立図書館が実施する小学校向け学級文庫 (団体貸出) 制度において、現行の申込・配本システムに起因する深刻な不公平が生じており、市内の児童間で読書機会に著しい格差が発生しています。

すべての小金井市の子どもたちが、クラスや申込の運・不運に関わらず、学期の早期から安定的に図書に親しめる環境を整備するため、制度の抜本的な改善を強く求めます。

2 陳情理由

《現行制度の概要》

小金井市立図書館の学級文庫制度は、児童の読書習慣形成において極めて重要な役割を果たしており、図書館職員の皆様のご尽力に深く敬意を表します。現在、各学期1回、以下の2つの方式で利用が可能となっています：

◎35冊パック方式：図書館職員による選書をコンテナで配送 (申込多数時は抽選)

◎35冊パック+書架方式：上記に加え、来館による書架からの追加選書 (最大65冊まで)

《問題》

しかし、この制度運用において以下の問題が発生し、PTA (保護者) に大きな負担を与えています。

①抽選制による読書機会の不平等

35冊パックの申込が多数の場合に実施される抽選制度により、「本が届くクラス」と「届かないクラス」という格差が生じています。抽選に外れたクラスの児童は、同じ市内の公立小学校に通いながら、長期間にわたって新しい本と出会う機会を奪われています。また落選したあとに書架を申込んでも時間がかかるため「いつ本が来るの？」と期待を込めて尋ねる子どもたちに、明確な答えを返せない状況は、教育の機会均等という基本原則に反するものと感じます。

②代替手段の機能不全

抽選に外れた場合の救済措置として設けられている電話受付による書架選書も、以下の理由で十分に機能していません。

- あ) 電話の接続困難：受付期間中は電話が集中し、なかなか繋がらない状況が継続
- い) 日程調整の困難：来館日時は先着順のため、希望する日程の確保が困難
- う) 大幅な遅延：結果として本選びが2週間以上遅れ、配本がさらに後倒しになる

③児童の学習環境への悪影響

上記の問題により、一部のクラスでは学期の相当期間にわたって学級文庫が整備されない事態が発生しています。読書習慣の形成に最も重要とされる年度初期において、本のない期間が長期化することは・・・

- 児童の読書意欲と学習への関心の低下
- クラス間での学習環境の著しい格差

これらの深刻な影響をもたらしていると感じます。

④PTA（保護者）への負担

制度の不備を補うため、保護者が以下の負担を強いられています。

- 抽選結果への対応と代替策の検討
- 繋がりにくい電話への繰り返しの架電
- 限られた日程での無理なスケジュール調整
- 児童や保護者への説明

年々減少するPTA活動において、制度上の非効率による負担増は更なる加入率の低下に拍車をかけます。

《陳情事項（具体的な改善要望）》

以下の事項について、小金井市および小金井市立図書館に対し、速やかな検討・実施を求めます。

（要望1～4は希望順となっております）

◇要望1：図書パック提供体制の見直し

- ・抽選制度の廃止、または貸出パック数の大幅増加により、希望する全クラスへの確実な提供を実現すること

◇要望2：申込・予約システムのデジタル化推進

- ・電話受付に依存した現行システムを見直し、35冊パックの申込みと同じく、書架選定もLoGoフォーム等のインターネットシステムで全手続きを完結できる環境を整備すること。
- またリアルタイムでの空き状況確認と予約が可能なシステムの導入。

◇要望3：書架選書機会の大幅拡充

- ・来館による選書日程/時間枠を大幅に増加させること
- ・先着順による不公平を解消するため、抽選制または公平な配分方式への変更を検討すること

◇要望4：配本スケジュールの最適化

- ・申込から配本までの時間を短縮し、すべてのクラスが学期初期から学級文庫を利用できる体制を構築すること

《結び》

小金井市の子どもたちは皆、豊かな読書体験を通じて成長する権利を等しく有しています。
現在の制度運用では、この基本的権利が十分に保障されているとは言えません。

本陳情は、図書館サービスそのものを批判するものではなく、より多くの子どもたちがその恩恵を受けられるよう、制度をより良いものに発展させることを願うものです。

市議会におかれましては、子どもたちの学習権と読書環境の平等性確保の観点から、本陳情事項について真摯にご検討いただき、市および関係機関への積極的な働きかけを強くお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 16 号

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年5月27日
(西暦2026年)








陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	学校教育の中立性と透明性を守る東京都民の会 北川智子 [REDACTED] ほか 2人
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 5 月 27 日		11:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和8年5月27日

小金井市議会議長
斎藤康夫 様

学校教育の中立性と透明性を守る東京都民の会

提出者代表 北川智子

小金井市東町

連絡先

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情書

【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた[]さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発売し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿

泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対活動を物心両面で支える「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて 300 団体以上確認できます。東京都においては、賛同団体 109 団体のうち 100 団体、すなわち 91.7%が教職員・学校職員組合系団体です。

教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情要旨】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第 14 条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去 3 年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 17 号

ハト・カラスへのエサやり（給餌）による被害防止（行政罰を伴う）条例の制定.....
を求める..... 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 6 月 1 日
(西暦 2024 年)
6







陳情代表者	住 所	東京都小金井中町 [REDACTED]
	氏 名	小柴 茂 印 ほか 114 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井中町 [REDACTED]
	氏 名	小柴 茂
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 1 日 8:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会 議長 殿

2026年6月1日

氏名 小柴 茂

住所 東京都小金井市中町

電話番号

ハト・カラスへのエサやり（給餌）による被害防止（行政罰を伴う）条例の制定を求める
陳情書

陳情要旨

市民の健康、生活環境の向上を図り、営業妨害を防ぐため、「ハト・カラスへのエサやりによる被害を防ぐ条例（行政処分を伴う）」の制定を求めます。

陳情理由

(1) 市民の衛生・健康被害の恐れ、住環境の悪化、店・病院・駅等への営業妨害を防ぐ

毎朝、東小金井駅、新小金井駅、駅周辺の商店街、住宅や栗山公園の周辺で150羽を超えるハトや数10羽のカラスが飛び回っています。この原因は特定の人が毎日のように、新小金井駅横の踏切近くの空地、連雀通りと西武多摩川線の交わる踏切近くの線路内、日本歯科大学の東側の庭と西側の生垣、東小金井駅南口の電話ボックス前、グレースとピーコックの駐車場、ヨークマートの西にある空地、そして、東大通り沿いの生垣の下など、広範囲に、大量のトウモロコシや鳥のエサ、パンを撒いていてそれを食べて大繁殖しているためです。これらハトやカラスの来るところには、白いフンが落ちており、住環境の衛生と美観を悪化させています。このフンは、「小児や高齢者など免疫力の弱い人の肺や脳に病変を起こすクリプトコッカス症」という危険な感染症の原因菌を含んでいます。そして、不潔・不衛生になるだけでなく、店・病院・駅の営業妨害となって、皆さん、大変困っております。

(2) 現行法律で関係部署が規制すること・有志のエサ回収や清掃活動には限界がある

この鳥のエサを撒く行為に対して、禁止を告知するポスターを貼ったり、市の担当者や警察官による注意をしても止めません。困った市民の方が直接注意しても止めません。廃棄物処理法や動物愛護法に基づく処罰がされることはなく、この状態が10年以上続いています。これは、この行為に対して明確、かつ機動的に処罰する法律が無く、警察もそれを止めるが出来ないためです。有志がエサの回収や清掃活動をしてありますが、出没自在で広範囲にわたって撒かれており、対応することは限界です。

(3) 同じように困っている地域では条例で対応している

動物愛護法が禁止している「野生動物にエサを与えること」は、悪いことで、多くの市民が困っていることを条例で示し、さらに、行政罰の罰金を課すことでハト、カラスへのエサやり（給餌）を抑止することが必要です。

< 請願賛同者 >

氏名	住所

※署名は自署にて、住所は都道府県からご記入下さい（上欄と同じ場合、「同上」で可）。

※ご記入いただいた署名は請願書の申請以外には一切使用いたしません。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 18 号

「司法修習生採用選考審査基準」に
 国籍不変更を設けることを求める意見書提出に関する 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 2 日
 (西曆)







陳情代表者	住 所	東京都八王子市館町 [REDACTED]
	氏 名	一般社団法人共存共栄クラブ 伊藤 豪 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都八王子市館町 [REDACTED]
	氏 名	伊藤 豪
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 2 日		9:55		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和8年6月2日

小金井市議会議長 殿

陳情者
団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ
代表 伊藤 豪
住所 東京都八王子市館町
電話
Mail

「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書提出に関する陳情

伊藤

【陳情要旨】

「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書を提出していただきたいです。

【陳情理由】

平成21年から、「司法修習生採用選考審査基準」に、国籍条項が無くなりました。

つまり、現在は、中国籍、韓国籍、アメリカ合衆国籍等、外国籍の人でも、司法修習生になれるということであり、日本の弁護士になれるということです。

私は、これは、とても危険なことだと考えています。

政府統計によると、2024年に日本に在留していた中国人は885,743人、韓国人は409,238人、北朝鮮人は23,206人でしたが、それらの国では反日教育が行なわれているので、日本人に対して、憎しみを持っている人が一定数いると考えられます。

そのような人が、日本の弁護士になったら、その立場を利用して、日本人に不利益になる対応をする可能性が十分にあります。

特に中国には、「国防動員法」「国家情報法」があるので、大変危険です。

「国防動員法」は、18歳から60歳までの男性と18歳から55歳までの女性に、国防勤務と平時の国防動員準備業務を義務づける法律であり、「国家情報法」は、国家が行なう情報工作活動に協力することを義務づけるものです。

そして、これらはいずれも、日本在住の中国人にも適用されます。

「国防動員法」「国家情報法」に関係していると断定はできませんが、実際、以下の事件が起きています。

2019年2月、富士精工の中国籍の社員が、不正な利益を得る目的で会社のサーバーにアクセスし、自動車製造に使用される設計図などの営業秘密の情報を複製したとして検挙された。

2021年4月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など200に上る組織が、大規模なサイバー攻撃を受けた事件において、サイバー攻撃に使用された国内のレンタルサーバーを偽名で契約・使用した疑いで、警視庁が2人の中国人を、私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。

2023年4月、国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人男性が、スマート農業の情報を不正に持ち出し、中国にある企業の知人2人に渡したとして、警察当局が捜査している。

男性は中国共産党員であり、中国人民解放軍との接点もあったことが判明している。

2023年6月、産業技術総合研究所で、中国籍の主任研究員が、研究成果を中国企業に漏洩したとされ逮捕された。

2023年11月、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が、申請者など1,900人以上の個人情報を不正に持ち出したことが発覚した。

また、米連邦捜査局（FBI）は、「中国当局が中国人留学生に対し、技術情報窃取のターゲットを物色させている」と報告しています。

ドイツ政府は、「中国の国費でドイツに留学する学生が、留学先の大学や研究機関でスパイ行為を働く危険がある」と懸念を表明、大学に警戒を促しています。

また、2022年に、米連邦捜査局（FBI）と英防諜機関MI5の合同記者会見の場で、MI5のケン・マッカラム長官が「中国共産党は、ビジネスマンや研究者、留学生など多様なチャンネルを通じて情報を集める」と指摘しています。

米国シンクタンクのCSISの「2000年から2023年までの中国による諜報活動に関する報告書」によれば、2000年以降の米国に対する中国のスパイ活動（技術窃取やハッキングなどを含む）の報告例224件のうち、41%に中国の民間人が関与していると報告しています。

また、現在は、イランとイスラエル・アメリカ等の戦争、ロシアとNATOの戦争、アメリカのベネズエラへの攻撃があり、台湾有事が起こる可能性もあります。

戦争は、それが起こる前に、自国に有利に働くように様々な工作が行なわれますが、その一環として、重要人物の拘束・殺害、重要情報や技術の収集等々が行なわれます。

つまり、外国籍の人が弁護士になったら、その立場を利用して、そのような活動をする可能性が十分にあるのです。

これらのことから、私は、外国籍の人が司法修習生になるのは、国家安全保障に関わる重大な問題だと考えています。

このようなことから、是非とも、「司法修習生採用選考審査基準」に国籍条項を設けることを求める意見書を提出していただきたいです。

陳 情 文 書 表

陳情第 19 号

庁舎等建設と学校等の建て替えについて財政規律ガイドラインを含めた市民説明会の開催を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 印 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 3 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

10:45

小金井市議会議員 齋藤 康夫 様

2026(令和8)年6月3日
東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

庁舎等建設と学校等の建て替えに ついて財政規律ガイドラインを含めた 市民説明会の開催を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市の庁舎等建設事業は、西岡前市長在任中の令和4年3月時点では総額で123億3741万6083円の事業費でした。しかし、令和8年3月議会において、白井市長は、事業費総額が242億5068万6000円と、ほぼ倍増しているとの認識を示し、2回にわたって不調で流れてしまった建築工事の入札は、令和11年3月まで、最大3年間先送りにすることを表明しました。

市議会の中には、現設計維持派と見直し派に分かれているものと承知しておりますが、いずれの立場であっても、少なくとも、事業費の倍増という状況の大きな変化や、学校等の建て替えを適切に進めた場合の財政規律ガイドラインとの整合性などは、詳細な資料も用意して、市民にきちんと説明すべきです。

よって以下の事項を陳情いたします。

庁舎等建設と学校等の建て替えについて、資材高騰、人件費高騰などの新たな状況を踏まえ、財政規律ガイドラインとの整合を含め、詳細な資料も用意して公表し、市民説明会を開催してください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 ²⁵~~18~~ 号

市内3駅周辺の街路樹の本数増を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 印 XXXXXXXXXX ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	XXXXXXXXXX

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 3 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 齋藤 康夫 様

2026(令和8)年6月3日
東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

市内3駅周辺の街路樹の本数増 を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年4月の報道によれば、気象庁は、最高気温35℃以上の猛暑日の上に40℃以上の酷暑日という新しい段階を設定したとのことです。気候危機は想像を超えるスピードで深刻さを増しています。

そのような中、自治体の取り組みとして特に重要なのが、街路樹の本数を増やし、樹冠被覆率を向上させ、まちに緑陰を増やすことです。

小金井市内の3駅周辺エリアを見ると、街路樹が非常に少ないエリアもあり、まるで「小金井砂漠」のようです。すみやかな改善が求められます。

まずは、市内3駅周辺エリアで地下構造物等の理由で街路樹の植栽が難しい箇所、植栽が可能な箇所を仕分けしていただき、個別具体的な議論を深め、植栽の可能性を最大限模索していただきたいと思っております。

【陳情事項】

武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅周辺エリアにおいて、街路樹の本数を飛躍的に増やし、樹冠被覆率を向上させ、緑陰のある駅周辺整備を推進してください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 21 号

建設資材不足と価格高騰にあえぐ中小事業者、個人事業者に対する支援として、小金井市独自の補助金制度の創設を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	東京都国分寺市東恋ヶ窪 [redacted] (国分寺)
	氏 名	東京土建一般労働組合小金井支部 52 人 執行委員長 南 哲司 (ほか 59 人) (法人の場合は、その名称 [redacted] 者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[redacted]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	埼玉県所沢市久米 [redacted]
	氏 名	碓谷 栄治
	連 絡 先	[redacted]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 8 年 6 月 3 日 19:30					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係



令和8年6月3日
東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
執行委員長 南 哲司
国分寺市東恋ヶ窪
電話

小金井市議会議長

建設資材不足と価格高騰にあえぐ中小事業者、個人事業者に対する支援として、
小金井市独自の補助金制度の創設を求める陳情書

陳情の要旨

中東情勢の悪化を背景に、原油・ナフサを原料とする建設資材や関連資材において急激な価格高騰と供給不安が広がっています。断熱材、防水材、塗料、シンナー、塩ビ製品、屋根材など多くの資材で、価格改定や受注制限、納期調整、生産停止などが相次いで通知され、現場の仲間からは「見積もりができない」「契約済み工事でも採算が崩れる」「材料が入らず工期が読めない」といった深刻な声が上がっています。多くの組合員からコロナ禍よりも深刻だとして、「コロナの時は感染対策を取り工事継続できたが、今は物理的に資材が入らず継続できない」と悲鳴に近い訴えもされています。今回の事態は、住宅修繕や改修を望む市民生活にも大きな影響を及ぼします。

このような状況のなかで、近隣の自治体では、事業者支援制度を創設しました。

つきましては、地元事業者の仕事とくらしを守り、地域経済の維持・活性化のためにも、小金井市内に在住、または事業所等を置く、建設業の中小事業者や個人事業者などを支援するために小金井市独自の補助金制度を創設してください。

陳情 事項

中東情勢に伴う建設資材不足と価格高騰により大きな影響を受けている、小金井市内に在住、または事業所等を置く、建設業の中小事業者、個人事業者に対する支援として、小金井市独自の補助金制度を創設すること。

【 署 名 欄 】

氏 名	住 所
[Redacted Signature Area]	

陳 情 文 書 表

8 陳情第 22号

国に対し、原材料・建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じるための
意見書提出を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年6月3日
(西暦2026)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都国分寺市東恋ヶ窪 [REDACTED] (国分寺支)
	氏 名	東京土建一般労働組合小金井支部 執行委員長 南 哲司 [REDACTED] ほか 22人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	埼玉県所沢市久米 [REDACTED]
	氏 名	碓谷 栄治
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 6 月 3 日 14:30			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和8年6月 日
東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
執行委員長 南 哲司
国分寺市東恋ヶ窪

小金井市議会議長

国に対し、原材料・建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じるための
意見書提出を求める陳情書

陳情の要旨

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に端を発した軍事衝突、とりわけホルムズ海峡の事実上の封鎖により、原油価格の高止まりや海上輸送の遅延が続く中、建設資材の供給体制は深刻な影響を受けています。住宅建材・設備等の価格は高騰し、調達そのものが困難となり、納期の見通しも立たず、現場を止めざるを得ない状況です。

政府は、当面の石油やナフサといった原材料の確保はできており、流通過程での「目詰まり」が生じていると繰り返していますが、現場の混乱は増すばかりで、多くの建設関連事業者が、顧客への対応はもとより、事業継続・雇用維持のための資金繰りに対する不安を抱える事態となっています。仮に0金利などの緊急融資制度があったとしても、仕事が進まない以上、収入は途絶え、返済のあてもない状態です。

つきましては、国に対し、原材料・建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じるための意見書の提出を求めるものです。

陳情事項

国に対し、原材料・建設資材の供給安定化と価格高騰対策を速やかに講じるための意見書の提出を求めるものです。

【 署 名 欄 】

氏 名	住 所
[Redacted Signature Area]	

陳 情 文 書 表

8 陳情第 23 号

その9 新庁舎建設におけるサウンディング調査と議会報告を通じて見直し促進を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年6月3日
(西暦 2026年)







陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつ のり [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつ のり
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 3 日 16:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



3
令和8年6月18日

小金井市議会議長 齋藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その9 新庁舎建設におけるサウンディング調査と議会報告を 通じて見直し促進を求める陳情書

陳情趣旨

新庁舎・新福祉社会館建設は、市民の安全・安心と利便性向上に不可欠な最重要課題です。しかし、過去二度の入札不調により事業の停滞を招いています。この現状を打破し、予算を遵守した庁舎を早期に実現するためには、現設計案の現実的な見直しが不可欠です。ついては、行政が実施するサウンディング調査において、市民案の合理性や実現可能性を専門的な視点から確認し、その結果を市議会へ客観的に報告することで、全会一致で『早期建設』に向けた具体的な手順を踏むことを強く陳情いたします。

陳情事項

- 1 行政が実施するサウンディング調査において、以下の項目について応札業者から専門的な意見と提案を聴取すること。
 - ・市民案（延床面積の最適化、地下駐車場なしでの必要台数確保、基礎免震構造への統一、建物形状の簡素化、桜の保全と広場確保）に関する技術的・経済的実現可能性および概算建設費への影響。
 - ・議会予算 130.1 億円未満で早期建設を実現するための具体的なコスト削減提案とその根拠。

- ・設計施工一貫方式（DB方式）導入による品質向上、コスト最適化、責任一元化のメリットと、透明性・競争性確保のための提案。
 - ・現在の建設市場動向を踏まえ、当年度内の事業着手を見据えた、工期短縮・コスト最適化・品質確保のための具体的な提案。およびその実現に向けた課題と対応策。
2. 行政は、サウンディング調査で得られた専門的な意見と市民案の評価を整理し、市議会に対し以下の内容を報告すること。
- ・現設計案の課題と、再度入札不調となるリスクについて、客観的なデータに基づき説明すること。
 - ・市民案が、現設計案の課題解決に資する合理的かつ経済的な選択肢であることを示すこと。
 - ・今回の見直しが、事業の「白紙撤回」ではなく、これまでの検討成果を活かしつつ、より確実に市民の望むこと・安全・公平感と予算遵守を実現し、早期建設を可能にする「軌道修正」であることを丁寧に説明すること。
3. 市議会における全会一致での見直し採択を目指し、見直しを求める議員と現設計案を求める議員双方の懸念を払拭し、共通の目標である「早期建設」に向けた協力体制を構築するための調整を徹底すること。

陳情の理由

第一に、過去二回の入札不調は、現設計案が現在の建設市場の実態や、議会で決定された予算枠と乖離していることを示しています。事業のさらなる遅延は、本庁舎の老朽化による防災上の危機や、高額な第二庁舎の賃料負担を増大させます。今回のサウンディング調査は、専門業者から具体的な提案を募り、事業の実現可能性を再評価する極めて重要な機会です。

第二に、一級建築士の知見に基づく「市民案」は、現設計案の基本理念(市長公約)を継承しつつ、直面する課題を克服する現実的な代替案です。市民の要望を基礎にして南側に広場をつくり、人と車の領域を分けて安全を確保、地下

駐車場の中止や基礎免震への統一、シンプルな形状化により、大幅なコスト抑制と利便性向上を両立させています。予算の増額を前提とするのではなく、既存の予算枠内で「早期建設」を成し遂げることは、納税者に対する行政の責務です。サウンディング調査を活用し、この市民案の合理性と経済性について、専門業者から客観的な評価を引き出すことが不可欠です。

最後に、市議会における意見の対立を乗り越え、全会一致で前進するためには、「早期建設」という共通目標の再確認が必要です。サウンディング調査で得られる市場の客観的評価を行政判断の根拠とすることは、政治的な対立を回避し、市民の声を反映させる最善の戦略です。以上の理由から、行政がサウンディング調査と市議会への報告を適切に実施し、市民の意向を反映した新庁舎・新福祉会館の設計及び早期建設を実現することを強く陳情いたします。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 24 号

その 10 新庁舎建設における市民提案（広場確保と建設費削減）
の不採択理由に関する説明を求める陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 6 月 3 日 16:02			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

3
令和8年6月18日

小金井市議会議員 齋藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その10 新庁舎建設における市民提案（広場確保と建設費削減） の不採択理由に関する説明を求める陳情書

陳情趣旨

4月14日の市議会において、私が提出した新庁舎・新福祉会館建設に関する陳情書の多くが不採択となりましたが、その理由は一切説明されませんでした。多額の公費を投じる公共事業において、市民から示された具体的かつ合理的な代替提案に対し、判断の根拠を明らかにしないまま退けることは、市民への説明責任を果たす観点から、より丁寧な議論が求められます。よって本陳情は、以下の市民提案を比較検討の対象から外し、不採択とした公式な理由の説明を強く求めるものです。

陳情事項

1. 南側隣地の桜を保全し、計画建物の南側に約3,000㎡の広場を設け、北側に地上駐車場124台と駐輪場を配置する提案を不採択とした理由を明らかにすること。
2. 地下駐車場を廃止し、工期短縮、工事費および維持管理費の削減を図りつつ、必要な駐車台数と広場空間を両立させる市民案について、比較検討すら行わず不採択とした理由を明らかにすること。

市民の提案を議会が不採択とするのであれば、本来、その理由を市民に説明する責任があります。前回の議決においてその理由が全く語られなかったことは、市民との信頼関係を損ない、議会の判断過程の透明性に重大な疑義を生じさせるものです。私が提案した代替案には、大きく分けて二つの合理的な根拠があります。

第一に、南側に確保する約 3,000 m²の広場をもたらす「三つの公共的価値」です。一つ目は、工事中の施工性と安全性の飛躍的な向上です。南側に十分な作業空間を確保することで、4方向からの施工が可能となり、より安全で効率的な工程管理が実現します。二つ目は、竣工後の市民利用価値と景観の保全です。この広場は市民の憩いの場となり、春には小金井市の象徴である桜を楽しむ空間となります。建物を北側へ配置することで桜との間に約 11m の離隔を確保でき、工事に伴う伐採を回避できます。地域の歴史的景観や文化的価値を保全し、中央線から見える新庁舎の姿を通じて本市の魅力を広く発信することは、特定の個人の願いにとどまらない、確かな公共的価値を持っています。三つ目は、発災時の防災活動空間としての機能です。建物の北側（約 5,000 m²）と南側（約 3,000 m²）の空間を機能的に使い分けることで、防災拠点としての対応力が大幅に強化されます。これらの価値を持つ提案を不採択としたということは、「隣地の桜を毀損し、市民の憩いの場や防災空間を削ってでも現行案を推進すべきである」と判断したことを意味します。市民の生活の質向上に不可欠な視点を退け、現行案を優先した公益上の根拠は何なのか、明確な説明が求められます。

第二に、建設費の合理性と財政規律の維持についてです。市民案は、3階建ての福祉会館と6階建ての市庁舎を「5階建て」に統一することで高さを抑え、日影規制の余裕を生み出して建物全体を北側へ約 11m 移動させるという、具体的かつ実現可能な配置計画に基づいています。さらに、地下駐車場を廃止して北側に地上駐車場 124 台と駐輪場 450 台を確保し、建物全体を基礎免震構造とすることで、大規模な地下工事（掘削、山留め、地下躯体、防水、換気・消火

設備など)を回避します。これにより、大幅な工期短縮と初期工事費の削減、さらには将来にわたる維持管理費の縮減が可能となります。議会で承認された予算上限を大きく上回る現行の設計案に対し、費用と維持負担の縮減を図る合理的な市民案を比較検討すらしめないのであれば、議会は「予算の適正な管理」と客観的な検証機能を十分に果たしているのかが問われます。

沈黙をもって不採択としたことについて申し上げます。それは市民の納得を得るためには、より丁寧な説明が不可欠です。議会としての論理的かつ責任ある説明を強く求めます。

議会は、結論だけでなく『なぜその結論に至ったのか』という理由を語ることで、初めて市民の負託に応えることができます。今回、多くの市民が共感する切実な願いと、合理的な根拠に基づいた提案に対し、『沈黙』をもって不採択とした議員が多数を占めました。これでは市民の納得を得ることはできません。不採択に至った理由について、論理的かつ誠実な説明を強く求めます。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 25号

その 11 新庁舎・福祉会館の安全性に関する市民提案の不採択理由
の説明と、善管注意義務の履行を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026年)







陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつのり [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	住田 たつのり				
	連 絡 先	[REDACTED]				

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 6 月 3 日			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和8年6月18日

小金井市議会議員 齋藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その 11 新庁舎・福祉会館の安全性に関する市民提案の不採択理由 の説明と、善管注意義務の履行を求める陳情書

陳情趣旨

4月14日の市議会において、私が提出した新庁舎・新福祉会館建設の安全性に関する陳情書が不採択となりましたが、その理由は一切説明されませんでした。地方議会の議員は、市民から市政を信託された受任者であり、民法第644条に規定される「善管注意義務」を負っています。市民の生命・財産に関わる重大な決定において、より安全で合理的な市民提案を黙殺し、判断根拠すら示さないことは、この義務に対する重大な違反です。よって本陳情は、不採択の立場をとった議員諸氏に対し、以下の2点について、議会の場で公式かつ具体的な理由説明を強く求めるものです。

陳情事項

1. 一つの建物内で庁舎を「免震」、福祉会館を「耐震」とする構造が生み出す「揺れに関する不公平」と、工学的・経済的不合理を是認した理由を、具体的な数値と科学的根拠に基づいて明らかにすること。
2. 敷地の大半が浸水する想定下において、地下駐車場建設の危険性を容認し、防災拠点としての実効性（図面・動線シミュレーション）の検証を不要と判断した理由を明らかにすること。

陳情の理由

市民の生命と安全に関わる疑義に対し、沈黙をもって応えることは、議員としての職責放棄です。不採択とした以上、そこには市民を納得させるだけの強固な論理があるはずですが、しかし、今回の「理由なき不採択」の背景には、過去の議決態度や会派のメンツを優先し、市民案の合理性を認めながらも「一市民の見解でわが会派の決定はかわらない」という硬直した政治力学が存在しているのでしょうか。もし、過去の採決態度を理由にしたり、「総合的に判断した」といった抽象的な言葉で逃げ続けるのであれば、それは議員としての説明責任を放棄した「給与泥棒」の所業ではないか。市民の命よりも自身の保身や会派のしがらみを優先する議員に、市政を担う資格はありません。

第一に、「揺れに関する不公平」についてです。かつて「陳情者の言う通りにすれば、市内の小中学校もすべて免震構造にしなければならなくなる」といった反論がありましたが、これは完全な論点のすり替えです。本件の特殊性は、市庁舎と福祉会館を「一棟で合築する」点にあります。行政は、建設単価の安い「耐震構造」を福祉会館に適用し、防災拠点である市庁舎には「免震構造」を適用しました。しかし、一棟の建物内で構造を分ける矛盾を取り繕うためか、福祉会館側のコンクリート強度をわざわざ上げて、庁舎と同じ「重要度係数1.5」に揃えるという、奇想天外で詭弁としか言えない設計を採用しています。当初、行政も議員諸氏も、設計者の説明を鵜呑みにし、この「揺れの不公平」に気づいていなかったのでしょうか。しかし、陳情者の説明を聞き、「同じ建物内で職員・議員・市長・教育長・副市長は免震で守られ、災害弱者である福祉会館の利用者が暴力的な揺れに晒される」という残酷な事実気づき、「大変なことになる」と内心焦ったはずですが、それにもかかわらず、過去の議決に縛られて行動を起こせず、今に至っていると推察します。過ちに気づきながら、メンツのために市民の命を危険に晒すことは、断じて許されません。

第二に、「地下駐車場の危険性」と「防災拠点としての機能不全」についてです。気候変動によるゲリラ豪雨が激甚化する中、大雨時に敷地の大部分が浸水する場所に地下空間を設けることは、利用者を水没の危険に晒す致命的な設計です。私は陳情において、水没の危険性があるためそもそも地下駐車場は作らず、地上で計画することを訴えて市民案を作成しました。それにもかかわら

ず、浸水時の具体的な活動想定や検証がなくても防災拠点として機能すると議会が保証した根拠を、客観的・科学的な数値で示してください。この設計を容認した議員諸氏には、その安全性を保証する責任があります。

結び

本陳情に対しても、これまで同様に「さらりと無視してやり過ごす」態度をとることは、もはや許されません。もし本陳情に対しても、合理的な反論や理由説明を行わず、ただ沈黙をもって不採択とするならば、それは「反論できない（市民案の方が優れている）ことを自ら認めた自白行為」であり、「市民の命より過去のしがらみを優先した」という事実を、議事録という公的な歴史に永遠に刻むこととなります。沈黙や数の力による逃避ではなく、市民の負託に応える論理と責任ある説明を強く求めます。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 26 号

その 12 下田市新庁舎計画竣工式典で感じたこと
現地視察を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 3 日
(西暦 2026年)







陳 情 代 表 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつり
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 6 月 3 日 16:02				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和8年6月³~~18~~日

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その12 下田市新庁舎計画竣工式典で感じたこと

現地視察を求める陳情書

陳情趣旨

現行案と見直し案が対立し、議場での議論が膠着している現状を深く憂慮しています。建設費の高騰や少子高齢化という全国共通の課題に対し、既存ストックを活用し、市民との信頼関係の中で新庁舎を完成させた静岡県下田市の事例は、私たちに大きな示唆を与えてくれます。市長、市議会議員の皆様、担当部局の皆様には、議場での議論から外に出て、下田市新庁舎を合同で視察していただきたいと存じます。その空間に身を置き、頭で考えるだけでなく肌で「感じて」いただくことで、立場の違いや対立を乗り越え、小金井市の未来に向けた統合的で建設的な議論へと昇華していただくことを求めます。

陳情事項

- 1 市長、市議会議員、および担当部局による静岡県下田市新庁舎の合同現地視察を実施すること。
- 2 視察での体験と学びを踏まえ、設計案について、市民案との比較を含めた透明性のある対話の場を設け、計画の見直しを検討すること。

陳情の理由

現在、小金井市の新庁舎・新福祉会館建設プロジェクトは、建設費が当初の

84.4 億円から 174 億円（総額 242 億円）へと増額予測がある中、市民への説明は不十分であり、行政と市民、また議会内での対立が深まっています。市民が自ら比較表を作成し、財政規律や環境保全などの詳細な項目について問題点を訴えている現状は、行政への不信感と信頼関係の欠如を示唆しています。

そこで、4月19日訪れた竣工式で体験したことを紹介いたします。市長の取組姿勢と建築コンセプトに深く感銘を受けました。静岡県下田市新庁舎（旧稲生沢中学校を改修・一部増築）の事例は、いまだに前進できない本市の膠着状態を打破するヒントに溢れていました。下田市では、建設費高騰という難局に対し、既存ストックを活用するという明確な方向性を示しました。正木市長は「子供が学んだ場を、これからは大人が未来を切り開く場として使わせていただく」と述べ、自らの足で現場を歩き、専門家に直接「アイデアを示し、これはできませんか？」と問いかけるなど、真のリーダーシップを発揮されていたと感じました。

日本建築学会会長の小野田泰明氏は、下田市の成功の鍵を「市長と市民との信頼関係」と評し、東京大学の加藤孝明教授は「機能性最優先にシンプルに作る事が結果として、街の魅力を引き立てた」と述べていました。下田市は、コスト削減を最重要課題としながらも、市民の生命を守り、快適な交流の場を創出することに見事に成功しましたと思います。小金井市においても、パブリックコメントで寄せられた 395 件もの切実な声や、市民が提示する設計品質の比較表(3/17 提出資料)は、まちづくりへの深い愛情の表れです。対立に決別し、より良い計画に至り、誇れる共有財産としたいと心から思う。

議場でのデータや論理の応酬だけでは、互いの溝を埋めることは困難です。市長、議員の皆様、担当部局の方々には、共に下田市を訪れていただきたい。既存の建物を活かし、町のエネルギーへと変えたその空間に身を置き、建築が目指したコンセプト「市民との信頼」「未来への希望」を皆で作りに上げた建築空間を直接感じてきてほしいです。同じ空間で同じ空気を吸い、建築を共に「感じる」体験は、共通の基盤を生み出してくれます。その体験を持ち帰り、市民の疑問に真摯に向き合い、科学的根拠に基づいた議論を子の議場で再開していただくこと。それが、市民に愛される新庁舎の実現につながると確信します。今、小金井市議会と行政はその岐路に立っているのだと思います。